

Title	森戸事件と黎明運動
Sub Title	The Morito Case and the Reimei Movement
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.1 (1990. 1) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 森戸事件と黎明運動

内 山 秀 夫

はじめに

一 黎明運動の構造

二 「自由大正」の中の森戸事件  
おわりに

はじめに

この事件は大正九年一月一日発行の東京帝国大学経済学部経済学研究会の機関誌『経済学研究』創刊号に収載された、同学部助教授森戸辰男が執筆した論文「クロポトキンの社会思想の研究」が「朝憲紊乱」を事由として起訴され、その編集発行人たる助教授大内兵衛もまた同時に起訴され、「研究・発表の自由」、あるいは「大学の自治」、そして「大学教授とは何たるか」をめぐって広範な論議をよびおこしたものである。

当時は、言うまでもなく第一次大戦終結、ロシア社会主義革命の勃発、ドイツ一九一八年革命の発生等の世界動揺

期であり、「解放」、「改造」が時代のキーワードとして風靡し、戦後不況による富山県魚津を発源点とする米騒動の蔓延、山口県宇部・福岡県峰地炭坑で暴動が発生、軍隊が鎮圧に出動、大日本労働総同盟の成立、神戸川崎造船所職工による賃上げ要求サボタージュなど、「民衆」の登場と市民社会の自己主張<sup>(1)</sup>の時代でもあった。

民衆が「解放」に自己実現の行方をみたことは、労働運動による階級的存在を自己主張するだけに終始しない。幕末明治初年に社会の水面に浮上し、自由民権運動を経由しつつ、明治後期までにいちどは閉塞された《自由への意志》が、ヨーロッパ近代世界秩序が大戦とロシア革命によって根底的にゆすぶられ、本質的に亀裂が入った時代としての《大正》にあつて、ふたたび噴出する事態を私はそこにみたい。結論から先に言えば、近代日本の歴史は、この《自由への意志》と《国家意志》との綱引きの過程であり、この時期は少なくとも、国家意志が後景に退き、《社会の発見》が自由への意志と結んで、より近代的な位相を政治史にもちこんだ、そうした時期と考えられる。「乗公持平」の超然寺内内閣は、こうした社会―自由意志の民衆化の風土に耐えることはできなかった。よし内閣批判の言論を弾圧し、「内外情勢の進展に逆流して、超然内閣にふさわしい武断政治を、閥族の勢力回復のために強行<sup>(2)</sup>」したにしてもである。

石田雄が指摘しているように、時代の気配は志士仁人による社会組成ではなく、《民衆的傾向》の充満にみてとるべきであり、丸山侃堂はそれを「民衆的傾向に適應する政治は政党内閣の樹立を必然の条件とし官僚的勢力を打破するを必至の勢とす、そもそも民衆的政治は極端なる危険思想に対する国家的安全弁なり而して保守と急進との時代の経過を無事ならしむる橋渡しなり、民衆的理想の漸進的実現は憲政が識者の是認を得る所以なればなり、官僚の民政的妥協の如きは到底民衆的要求に副ふものにあらず却て其の火に薪を添ふる虞れあり<sup>(4)</sup>」と表現している。しかれば、ここで言う民衆の実像とは何か。

「二箇師団増設をめぐる西園寺内閣の辞職(一九一二年一月)以後各地で行なわれた大衆集會に結集したような人たちであつ

た。それは一九〇五年（明治三八年）の講和反対焼打事件や翌一九〇六年の市電値上反対市民大会に集まった人たちと一面で連続性を持ちながらも、他面でお新しい要素が加わっている。連続性としては、まず社会層において院外団に動員された時にはその動員をこえて『民衆的示威』に加わった都市下層民（人夫、車夫、職人、職工など）であり、意識の面では広く藩閥専制に代表される『国家』への不定形な不信や不満を示す人たちであった。新しい要素としては、一時的・非日常的に不満を爆発させるのではなく、より日常的・恒常的な利益要求を明示的に持っている社会層であった。より具体的には日露戦後急速に高まった商業会議所を中心とする営業税廃止運動に参加した商工業層である。」

ここで明らかにされているのは、たとえば第一次憲法擁護運動を支えた交詢社に結集した新しいタイプの大ブルジョワジーの存在とは別に、産業ブルジョワジーが新要素として抬頭し、それがいまだに政治勢力として政府に有効な発言力をもたないままに《民衆》の一翼をになっている光景である。たとえば、商業会議所のリーダー中野武宮は、「軍備の過大は、内は我が財政の紊乱、経済力衰耗の原因を為し、外は国際関係に不良の影響を及ぼしつつあり。吾人は、従来、幾度か政府者に向て意見を開陳し、將た改悛を促がしたりと雖、一度も顧られたることなし。この上は国民に向て、吾人の所信を訴へ、国民の力に由て、政府者の非を匡し、過大の軍備を適當の規模に縮小し、以て財政の紊乱を根底より匡救するの外に途なきに至れり」と述べて、国民への連帯を主張している。

民衆の成立と社会の発見は決して無縁ではない。それはむしろ経済の領野において連接すると言うべきであろう。すなわち、第一次大戦を契機とする資本主義生産様式の飛躍的發展によって醸成された重工業部門の充実は、近代的プロレタリアートの質量的發展をもたらし、都市住民としての彼らはその生活空間を社会に求め、国家から遠心するエネルギーをたくわえていったのであり、農村においても、小作人組合結成、小作争議の増加を発現させていったのである。そうした状況が政治に反映したとき、それは民本主義運動と普選運動に発現しないわけにはゆかなかったにちがいない。

吉野作造が論壇からとなえた民本主義は、すでによく知られている。それは、「いわゆる民本主義とは、法律の理論上主権の何人にあるやということはおいてこれを問わず、ただその主権を行使するにあたって、主権者はすべからく一般民衆の利福ならびに意向を重んずるを方針とすべしという主義」であって、「国家の主権は人民にあり」とされる民主主義を迂回することで、明治憲法との対決を回避し、「一つは政権運用の目的すなわち『政治の目的』が一般民衆の利福にあるということ、他は政権運用の方針の決定すなわち『政策の決定』が、一般民衆の意向によるということ」、つまり権力機能の面で民衆の存在を意識すべしという主張にすぎないから、「改良主義的小ブルジョア思想」にとどまると言えるだろう。

しかし、「この民本主義運動と労働運動・農民運動とは、まだ直接に結びつくまでには至らなかったのですが、いわば相互に影響し合う関係に立ちながら、殊に大正八年以降、急速に発展して行く」という評価と、「一九一六、七年（大正五、六年）ごろから、大ブルジョワジー政党の主導する運動にかわって、小ブル民主主義者が、この新旧中間層の意識的代弁者として、とくに形成されつつあった新中間層の思想的反映として、社会的諸運動にのりだしはじめ」という認識とは乖離しないだろう。

森戸事件が裁判闘争であるとともに、政府・大学批判がほとんど重大に雑誌メディアによって実践されている特性をここであげておかねばならない。（そのことがまた黎明運動を特徴づけることにもなるからである。）それにはどうしても、大正デモクラシーをになった大阪朝日新聞の活動と挫折を指摘しておかねばならない。当時の大阪朝日は社長村山龍平、編集長鳥居赫雄（素川）、長谷川万次郎（如是閑）、大山郁夫、花田大五郎、丸山幹治、大庭阿公などを擁し、「するどい閥族批判を通じて国家主義より憲政擁護の観点への転換」を示し、「閥族や特権財閥の批判と民衆の『暴発』をも批判していくことによって、産業ブルジョアジーを中心とした広範な中小ブルジョア層の立脚地を確立した」のだった。

西の『大阪朝日』東の『中央公論』とよばれて、護憲運動推進の言論発信源であったにもかかわらず、大阪朝日が一挙に言論新聞の座を放棄し商業新聞に転じた契機をなしたのは、いわゆる「白虹事件」であった。これは前述した米騒動鎮圧に軍隊を派遣した政府にたいする批判非難記事に、政府が報道禁止をもって報復したことを機として、東西呼応する形で政府問責・差止解除の記者大会がひらかれ、その大会記事また政府を脅威するという事態に発端する。その場合、関西記者大会は大正七年八月二五日に、九州地方に及ぶ八六社一六六名の記者が大阪ホテルに集合し、反政府論議をたたかわしたのだが、その会議が終って昼食に移った情景を報じた大阪朝日夕刊記事に、「白虹日を貫く、と昔の人が呟いた不吉な兆が、黙々として肉叉を動かしている人々の頭に雷の様に閃めく」という一節があったのである。

寺内内閣が九月に倒れて原敬内閣が発足するが、それがたとえ政友会の政党内閣成立として憲政史上に特筆するべきポイントではあっても、それが「特権的大ブルジョアジーが行政府をにぎったことを意味しており、民衆的立場を代弁するものではなかった」<sup>(12)</sup>以上、大阪朝日にたいする政府側の報復姿勢に変化があるはずはなかった。すなわち、検事局は新聞紙法違反によって九月九日に執筆者小西利夫記者と署名人山口信雄を起訴し、それぞれ禁錮三か月および二か月が課された。だが問題はそうした処罰では終らなかった。むしろ、大阪朝日にたいする発行禁止処分がねらいであった。御手洗辰雄は次のようにその事情を述べている。「新聞社の始末は長く紛糾した。右翼及び朝日を憎む藩閥や官僚は断乎発行禁止を命ずべしと主張して政府に迫り、一方新聞関係者や政党方面では新聞社の解散は事重大であるから、社内を肅清させるだけに止むべしと宥和を唱えたが、寺内は発行禁止処分の決意をもって、それぞれの係官に命令した。朝日にとっては存亡の瀬戸際であったが、九月には政変となって原内閣が成立した。生気を取戻した村山は屢々原を訪ねては陳謝すると共に、今後の方針を提示して寛大の処置を求め十月十五日には鳥居以下大山(郁夫)・稻原(勝治)・長谷川(如是閑)等の急進派を退社させ、自分も責を引いて辞任、上野理一を後任社長とし、編

集局長には愛国主義の漢学者として知られる西村天囚を任じて誠意を示した。<sup>13)</sup>

大正デモクラシー、大正リベリズムの高揚に気をとられてしまうと、この「白虹事件」にみられるような政府側の言論抑制が見えにくくなる。つまり、発見された《社会》に生活拠点を求める民衆の心意は、政府側に激しい危機感つまり国家への求心意識の強化をひきだすのである。その《危機感》に対応するのが民間右翼ないし国家主義団体の簇生であった。大正赤心会（大正七年）、老壮会（同年）、猶存社（大正八年）が結成され、玄洋社（明治一四年）などの既成団体の活動もまた激化していたのである。

「白虹事件」はこうした国家主義団体の活動を集約したものと見えよう。住谷悦治によると、玄洋社の別働隊として主として福岡県人でない者で組織された浪人会がその主導権をにぎったのだが、玄洋社系に属する黒龍会も明治三三年に結成され活動を強めていた。つまり、「玄洋社、黒龍会、浪人会は、たかまる軍部の実力を背景に、明治から大正にかけて、進歩的思想家や団体を恐怖せしめた反動団体の主流としてなりひびいていた」のであり、とくに「浪人会は、大正デモクラシーの風潮への反対行動で名をとどろかせ、『大阪朝日新聞』への攻撃は露骨をきわめた。<sup>14)</sup>

御手洗辰雄は、浪人会を、「頭山満・内田良平を中心とする右翼巨頭の大同団結」と述べ、「朝日新聞を非国民と断じて、その処分に關して司法権を監視すると決議し、皇国青年会その他有名無名の団体が群り起って、朝日攻撃の火の手を揚げた<sup>15)</sup>」と続けている。『朝日』をくずした浪人会は、四人一組の攻撃隊によって、吉野作造・三宅雪嶺・姉崎正治など民本主義・自由主義の主唱者を威嚇する挙にでた。吉野は大正七年の『中央公論』に「言論自由の社会的圧迫を排す」（十一月号）に書いて浪人会の暴力的行為を批判したが、吉野は中国革命研究を知的対象に加えていたゆえに、「中国問題については、これらの国粹的右翼と、同調はしなくとも、一応提携しうる立場にあったのであり、中国革命浪人も吉野の研究に好意をよせていたのである。<sup>16)</sup>」

十一月十六日、浪人会代表田中舎身・佐々木安五郎・伊藤松雄・小川運平による抗議にたいして、吉野は「わが国

ではじめてともいふべき思想的討論の立会演説を提案し、公平な判断者として双方から各二、三〇名の新聞雑誌記者を推せんして傍聴してもらおうと提案した。ところが浪人会は、一人の吉野に対して、大衆の面前にて攻撃すること  
を有利と考へて、公開討議会として神田の南明クラブで公開立会演説会を開くことを主張し、博士も承知した<sup>(17)</sup>の  
であつた。この萃は吉野にとつて重大な契機を内蔵するものであつた。つまり、「吉野の広い視野は、日本・中国・ヨ  
ーロッパの三つを啓蒙と研究の対象としたのであり、その場合、デモクラティックな民族―国民の解放をまたねばな  
らないと考へた。日本と中国の前途をこのように考へていたのたいして、日本が世界的大勢に抗して寺内内閣の  
登場とともに、軍閥主義に傾斜する危険を生じたとすれば、そこに吉野が国粹・反動主義・浪人会と訣別しなければ  
ならぬ必然があつた。これは、吉野個人にとつて、なかなかの重大問題であつた。黒龍会の流れをくむ浪人会の一派  
との立会演説は、吉野にとつて、まさに公然たる訣別の萃であつたのであり、重大なる社会的立場を表明するととも  
に、進歩的デモクラシーの同志を求めて、結束しなければならなかつたのである。」<sup>(18)</sup>

この立会演説会は吉野の一方的勝利に終わった。『麻生久伝』はその状況を以下のように描いている。「その日は東  
京帝大を始め、早大・法政・明大・日大・一高等の弁論部を中心とした学生、友愛会所属の労働者、それに一般民衆  
が加わつて数千に達する聴衆であつた。会場は忽ち満員となり、群衆は場外に溢れ、警官隊は非常警戒体勢をとり、  
殺氣横溢するに至つた。／演説会は浪人会側の内田良平、佐々木安五郎、田中舎身、葛生能久等の弁士と吉野博士が  
交互に討論した。博士は浪人会側の感情的な怒号的演説に対し、冷静に、理論的に論理を進め浪人会一派の暴力をも  
つて思想を圧迫せんとする態度を非難し、それこそ、『国体破壊ではないか。乱臣賊子は浪人会一派諸君のことであ  
る』と痛烈に駁論し一歩も仮借するところがなかつた。会場の内外の群衆は相呼応して博士を声援し、演説会が終  
ると熱狂して、デモクラシー万才を高唱し、神田から本郷へ大デモンストレーションを行つた。浪人会は完全に圧倒  
された。」<sup>(19)</sup>

進歩派の結衆、それが吉野の次なる課題でなければならなかった。それは吉野が立会演説会で、吉野に声援をおくった聴衆にたいして浪人会側の暴力がふるわれた際、「議論は議論をもって勝敗を決すべきだ。すでにあの一事で、この討論は私の勝利である」と宣した、その知的・社会的な必然的発展への道であったのである。

- (1) 石田雄『日本の社会科学』（東京大学出版会、一九八四年）、七三ページ
- (2) 住谷悦治ほか編『大正デモクラシーの思想』（芳賀書店、昭和四二年）、七二ページ。
- (3) 石田雄、前出、七三―七四ページ。
- (4) 丸山侃堂『民衆的傾向と政党』・『日本及日本人』（大正二年一月一日号）、太田雅夫編『資料 大正デモクラシー論争史』上巻（新泉社、昭和四六年）所収、二〇四ページ。
- (5) 石田雄、前出、七六―七七ページ。
- (6) 中野武管『軍備の過大の弊害』・『東洋経済新報』（明治四一年三月二五日号、傍点Ⅱ内山）、四〇七ページ。
- (7) 吉野作造『憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず』・『日本の名著・吉野作造』（中央公論社、昭四七年）、一七七ページ。
- (8) 同右、一一二―一三ページ。
- (9) 森戸辰男『思想の遍歴』上（春秋社、昭和四七年）、五三―五五ページ。
- (10) 住谷悦治ほか編、前出、一〇六―一〇七ページ。
- (11) 同右、八〇―八二ページ。
- (12) 同右、一一八―一二〇ページ。
- (13) 御手洗辰雄『新聞太平記』（鱗書房、昭和二七年）、九六―九七ページ。（傍点Ⅱ内山）なお原敬日記はこの間の事情を次のように明らかにしている。「前内閣の時代に於て大阪朝日新聞が朝憲を紊乱するの記事を掲げ発行禁止の起訴あり、審理の末去四日記者発行人の処罰に止りたる判決ありたり。同社は右起訴後村山龍平退社して上野理一社長となりて改革し、去一日の紙上に全く方針を一変する旨並に改革の次第も記載して世上に告白したれば、此上発行禁止の爲め検事より控訴するも如何あらんと大阪地方裁判所検事正より請訓ありて控訴に及ばざるべしと司法次官、検事総長協議回訓したりと次官より申出たるも政府として、只紙上の告白を見るのにては足れりとせず、重大なる事件なるによりて社長を呼出して、其真意を確かむるを適當なり

と認め、一昨日至急面会を望む旨電信せしに昨夜着、今朝来訪に付鈴木司法次官立会にて余より上野理一に其決意を尋ねたるに、曾て村山等に屢々忠告せしに行はれずして今回の如き出来事あり、遂に村山悔悟し彼の父の遺志にも戻りて恐懼に堪へざる次第を物語り、遂に上野に社長を譲りたる顛末より村山は社を解散せんと云ふも数千の者の運命にも関すれば之を思止らしめたる事、並に方針を一変し、其一変したる方針は自分等老年なれば万一の後にも相違せざる様に定款等にも明記すべく随て向後決して如此過失を再びせざる事、又今回寛大なる判決に付ては体刑に付ては社命に従ふ限に限らずと主張する者あるも慰撫して服罪せしめ、決して控訴をなさざる事、要するに去一日の紙上に於て発表したる精神は飽まで貫徹すべき旨陳述したり。……是れにて朝日新聞問題も落着と見るべし。〔原敬日記〕大正七年十二月八日、傍点Ⅱ内山〕

(14) 住谷悦治ほか編、前出、一一九ページ。

(15) 御手洗辰雄、前出、九五ページ。

(16) 住谷悦治ほか編、前出、一三八ページ。この点について、満洲亀太郎は「私がかねて日支国民協会に於て吉野博士と知りあつていた」〔『三國干渉以後』復刻版、伝統と現代社、昭和五二年、一八八ページ〕と書いている。

(17) 同右、一二〇ページ。

(18) 同右、一三九ページ。(傍点Ⅱ内山)

(19) 『麻生久伝』(刊行委員会、昭三三年)、九四ページ。なお、この演説会の風景は麻生久『黎明』(新光社、大正十三年)、二二―二七ページに鮮烈に描きこまれている。これが小説の形式をとっていることもあって、「其夜の光景は日本に於ける一般的な社会運動の誕生的な光景」(二二七ページ、傍点Ⅱ内山)をよりヴィヴィッドに映しだしている。

## 一 黎明運動の構造<sup>(1)</sup>

黎明会は前述したような経緯を背負った吉野作造が東京高等商業学校教授福田徳三との会見を果たしたところから出発した。大正七年十二月四日夜、学士会館に集合した吉野、福田をはじめとする今井嘉幸(法学博士・弁護士)、内藤民治、麻生久、滝田哲太郎(樗陰)、中目尚義の七名が大綱三則<sup>(2)</sup>を決定、三宅雄次郎(雪嶺)、左右田喜一郎、阿部秀助、

高橋誠一郎、占部百太郎、田中萃一郎、木村久一、新渡部稻造、姉崎正治(嘲風)、渡辺鏡蔵、森戸辰男に参加勧誘状を<sup>(3)</sup>発した。創立会をかねた第一回例会は、十二月二三日に行なわれ、姉崎正治以外は入会を諾し、参加十名をもって発会し、「一箇の新運動」としての黎明会が成立したのである。そこで合意された項目の中、主なものをひろってみると、入会申込者にたいしては、その諾否は会員の無記名投票によって決定する、毎月一回会員談話会を開催する、毎月一回講演会を開催する(聴講料十銭)、講演はパンフレットにして公刊発売する、などである。

黎明運動にたいする反響の大きさについて、住谷悦治は、「当時の日本の最高峰にあこ学者・知識人が、直接民衆のまにあらわれて、その抱懐する思想を訴えるということは、まさに画期的なできごと<sup>(4)</sup>だった」と指摘しているが、それは吉野が大正四年にはじめたユニバーシティ・エキステンションの発現であった『国民講壇』や星島二郎が『大学評論』によって大学の社会化を目標とした努力にも通じていたはずである。前者を発行した「大学普及会」は、「開放されたる自由国民大学(誰でも入れる!)」をその特色の第一とし、『大学評論』はその表紙に「社会と大学の連鎖」というサブ・タイトルを付していた<sup>(5)</sup>。それは新しい知識人集団形成の起点でもあり、「この時代における大学教授の間における統一戦線ともいべきもの」(石田雄)であったらう。

『黎明講演集第一輯』『雑記』によると、「黎明会の組織が一たび新聞紙によりて報ぜられて以来、反響極めて著しく、全国各地方より或は支部の設置を希望し、或は会員となつて運動に加盟せんことを申込んで来た熱心な人々の教が少なくなかつた」し、「わが黎明運動が此の如く各地各方面より歓迎を受け、頻々として熱誠なる賛同の意に接したことは、会員の齊しく愉快とし且つ感謝するところ」ではあるが、「会としては当分現在の如き少数の併し堅実なる会員組織を維持するに止め、会員一人々々が運動者として活動することに議を決して居る」(傍点Ⅱ内山)姿勢を明らかにしている。

この自己限定的な姿勢は、第一回講演会(大正八年一月十八日)での吉野作造の「開会の辞」によって次のように明確

にされている。

「私共の差上げましたる所の三箇条の綱領は、是は吾々の思索立論の根拠であります。斯う云ふ根拠に立って物を考へ又議論を立てると云ふことに、又そう云ふ根拠に立たざる可らずといふ事に、吾々が一致して立ったのでありまして、此立論の根拠に反対する所の、逆行する所の思想には吾々一斉に之に対抗すると云ふことを宣言するものであります。唯斯う云ふ『物の考へ方』、斯う云ふ『議論の立て方』に依て、更に進んで日本の前途に向つて如何なる目標を与ふべきやと云ふ、其積極的結論に就ては吾々銘々は必ずしも意見を一にしない。随て其点に於て我が黎明会は、黎明会として其積極的の目的の上に一致の運動をすると云ふことはしない。即ち当分の所は積極的の文化運動としては実は意味の極めて低いものであると云ふことを予め諸君の前に告白するの必要を認めます。即ち吾々は私共の掲げた三箇条の方針に従ふと云ふことに、一線を引いて、其線から後ろを向いた時は力を協せて之と戦ふ、さうして一切の障礙を排して、それから先は銘々自分の信ずる所に向つて進む。」(傍点Ⅱ内山)

この大綱三則をミニマム・ルールとする限り、「其線から後ろを向いた時」に対決すべき対象を発見する、という表現はいささかわかりにくい。むしろ、大綱三則は時代を開削する原理にならざるをえなかつたのであり、それあるがゆえに、世界・人類にひらいてゆく精神のたたずまいがあつたはずなのである。「雑記」は、この点にかんして次のように総括している。「思想は思想を以てのみ戦ひ、言論は言論を以てのみ戦ふべし」といふ信条に立脚し、一に言論を以て終始する愛国的プロパガンダを続行して、国家を危うする惧れある凡ゆる危険なる頑冥思想(7)に対つて挑戦し、之れに打勝たずんば止まざらんことを期するものである。<sup>(6)</sup>

石田雄は、しかしながら、黎明会員における「第一次大戦後世界の新趨勢に順応しようとする楽観的空氣」の共有を指摘し、東京帝大の新人会、早稲田大学の民人同盟会ともそれが共通している「見通しの甘さ」を見破つて<sup>(7)</sup>いる。だが、黎明運動が自己限定的な講演・啓蒙のそれであつたにしても、新人会と民人同盟会を両翼として行動力をそなえたことは評価さるべきであるし、石田にしても、「講演集」第五輯に牧野英一『治安維持法第十七条』と題する批判的講演を収録し、第六輯を朝鮮問題特集として吉野作造の『朝鮮統治の政策に関する最小限の四要求』ほか五篇の

講演を載せているということは、黎明会が、その極めてゆるい原則の範囲内において、可能な限り政府に批判を加えようとしていたことを示している<sup>(9)</sup>との評価を忘れていない。

(1) あえて「黎明運動」として「黎明会」としなかったのは、『黎明講演集第一輯』の「雑記」で、中目尚義が「黎明会は運動方法として毎日一回つ講演会を開催すると同時に、その講演会の速記録を刊行して、広く全国に主張を普及宣伝することとした、本誌『黎明運動』が即ち夫れである。今後毎月の講演会に次いで、その都度『黎明運動』を続刊し、遠隔の地に在るため、親しく講演を聴くことの出来ない人々に、本誌を通じて見えたいためである」と述べた点を、私は黎明会の始発の心事と考えているからである。

(2) 大綱三則とは左記のごとくである。

一、日本の国本を学理的に闡明し、世界人文の発達に於ける日本の使命を發揮すること。

二、世界の大勢に逆行する危険なる頑冥思想を撲滅すること。

三、戦後世界の新趨勢に順応して、国民生活の安固充実を促進すること。

(3) 勧誘状は以下のごとくである。

謹啓

世界大戦も漸く終結と相成り御同様慶賀祝福に存じます。申すまでもなく今回の戦争は、専制主義、保守主義、軍国主義に對する、自由主義、進歩主義、民本主義の戦争でありまして、今後に於ける全世界の諸国民は、此光輝ある戦捷と平和とに依つて、初めて真正なる文明的生活に入るの希望を有し得る次第であります。

然るに此の希望に充ちたる、而かも同時に種種なる危険を包蔵せる講和時機に於て、我国社会の一部に在つては、却つて此世界の大勢に逆行する危険なる、保守頑冥なる、専制主義讚美者軍国主義の渴仰者がありまして、多数国民の切実に要求する、言論思想の自由を蔑視し、敢て不理不法なる圧迫を試みんとするの徴候が歴然として居る事は、各位の間に看取せらるゝ処であらうと存じます。

然るに世の識者と雖も、或ものは之を一笑に附して深く意に介せざるも可なりと為す者も有るかに見受けませんが、小生等の觀る処に依りますれば、若し彼等を放任して其暴状を看過し窮鼠をして屢々猫を嚇ましむるが如き変態を生ぜしめますならば、我国の不幸にして此文明的進運の急転期に際し、仮令一時的なりとは云へ却つて国民生活の逆転を来し、世界の趨勢

に対して見苦しき後れを取り、従つて人類の向上進歩に対する、国民的貢献を空ふするの虞れがあることを痛感致します。此に於いて、生等は微力ながら大綱三則を定めて、自ら進んで主唱の地位に立ち、平素共鳴欣仰措く能はざる各位の御來會を乞ひ、一夕懇談を尽して此の当面の大問題に対する御研究を仰ぎ度いと存ずる次第であります。各位御研究御熟議の結果、何等かの形式に於て、一箇の新運動を生ずるとしましたならば、生等は只各位に伍して、最善の努力を致すの覚悟を有するのみであります。

時機は一日も早きを要するを思ひ、誠意と熱情との溢るゝに任せ、取急ぎ此一書を呈するに至りました。寛厚なる各位、何卒此意を諒とせられ、十二月十六日午後五時三十分神田一ツ橋学士会館まで御來臨下さらば、生等の光榮と感謝と之に寸ぐるものはありません。

(4) 住谷悦治ほか編『大正デモクラシーの思想』（芳賀書店、昭和四四年）、一二九ページ。

(5) 石田雄『日本の社会科学』（東京大学出版会、昭和五九年）、八二ページ。

(6) 第一回講演会の聴衆に配布された趣意書は次の通りである。「財を費すこと三千億、命を損すること二十万、五年の長月を亘りて激甚の惨毒を現出したりし今次の世界大戦争が、専制主義、保守主義、軍国主義に対する、自由主義、進歩主義、平和主義の戦争たりしこと、また吾人の絮説を要せず。／惟ふに今後に於ける全世界の諸国民は、此の莫大なる犠牲の結果として、初めて真正なる文明的生活に入るの希望を有するものと謂ふべし。然れども此の希望に充ちたる戦後の講和時期は、同時にまた種々なる反動的危険を包含せることを忘るべからず。故に吾人は此時に際し、極力その危険を除去し、前述の如き社会進展の氣運を助長するを以て、当然なる吾人の任務と確信せざるを得ず。／現に我国社会の一部に在っては、却つて此の世界の大勢に逆行せんとする、危険なる頑迷者流あり。或は陽に常に帝國主義を讚美し、或は陰に軍国主義を渴仰し、得々然として保守専制の氣風を鼓吹し、多数国民の切実なる要求より発せる言論思想の自由を蔑視し、敢て之に向つて不理不法なる圧迫を加へんとするの徵候歴然たるものあり。苟くも経世に心ある者、必ずや之を慨する極めて深きものあらん。／論者或ひは曰く、彼の輩の盲動の如き、之を一笑に附して可なり、深く意に介するに足らずと。吾人の見る所は決して然らず。若し彼等の暴行を看過して之を放任し窮鼠をして屢々猫を囓ましむのが如き姿態を生ぜしめんと。我國の不幸論に基<sup>こ</sup>たしきものあり。此の文明的進運の急転期に際し、仮令一時的なりとは云へ、意外なる国民生活の逆転を來し、世界の趨勢に対して見苦しき後れを取り、従つてまた人類の向上進歩に対する、我が国民的貢献を滅殺するの虞あるを痛感せざるを得ず。／是れ吾人同志が茲に相謀り、大綱三則を定めて黎明會を組織し、敢て一個の社会的な新運動を開始せんと企てたる所以也。これを前掲の「勧誘状」と照合してみると、その文体・語彙はほとんど同じではあるが、そのトーンにおいてはるかに強い危機感の横溢を知ること

とができよう。それはみごとに「愛国的プロパガンダ」になっている。

(7) 石田雄、前出、八六一七ページ。

(8) 住谷悦治ほか編、前出、一二三ページ。

(9) 石田雄、前出、八七ページ。

## 二 「自由大正」の中の森戸事件

黎明会がとりあげた主題は、前述したように、そのルースな組織原理により会員の自在な選択に委ねられたが故に多種多様であるが、その中でも、朝鮮問題、山東問題、国際労働会議、治安警察法第十七条、そして森戸事件に発端した研究・発表の自由といった、当時の重大な政治的社会的問題については論者をそろえて挑戦している。それらすべて、「頑迷思想の撲滅」への戦いであった。しかし、私が本稿で森戸事件を中心に黎明運動を説述するのは、「言論思想の自由を蔑視し、敢て之に向って不理不法なる圧迫を加えんとするの徴候歴然」との基礎認識にとつて、それがまさに致命的な現実として立ちあらわれたがゆえである。中目尚義は第二巻第四輯の「雑記」で、次のように書いているが、それは黎明運動がこの事件にたいして抱いた共通の危機感であつたらう。

「言論の自由は何処までも尊重せられねばならぬ。しかし、現実には、それが安全に尊重せられて居らぬ。大きな間違ひである。革めねばならない。思想を抑えることが出来ない。言論の自由を傷つけることは思想の発現を変態に導くものである。言論は安全弁である。安全弁を閉鎖して、思想といふ瓦斯を無理に汽盒の中に押しこめようとすれば、瓦斯が自ら勢を減じない限り、爆発は早晚免れぬ道理である。此の見やすい道理を弁へずに、不自然な手段を實行することは危険思想以上に危険なる危険行動である。」

ここで森戸事件のポイントを明らかにするために、この筆禍が事件を形成するにいたる経過を略述しておく必要がある。この事件について、当事者の一人である大内兵衛は、「これが、デモクラシーのひろがりおしよせてくる勢いに久しくおそれをなしていた政府当局の反動的弾圧政策の第一弾であった。これは前の幸徳事件（一九一〇年）と、後の三・一五事件（一九二八年）との中間における日本の思想弾圧史の一つの峠であった」と意味づけている。<sup>(1)</sup>

黎明会、新人会、民人同盟会の活動、前述した『大阪朝日』を退社した長谷川如是閑・大山郁夫による『我等』の創刊とその急進主義的論説の発表、山本実彦の雑誌『改造』の発刊などを見てくれば、そのラインは当然、「大正デモクラシーの全面的開花期」（宮地公人）といわねばなるまい。したがって、「このような新動向に対し、原敬内閣は大正七年十二月六日勅令三百八十八号をもって大学令を公布し、従来明治十九年三月二日勅令三号帝国大学令において、『大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス』と規定されていた一条に新たに『兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス』との一句をつけくわえ、第一次大戦後の新たな思想状況に対し、対大学政策においても国家主義的な対応の態度をより鮮明にしてきた」<sup>(2)</sup>のであり、それは大正九年の大学令によって私立大学を認可すべき社会状況をも先取りするものであった、と言うべきであろう。

それと同時に、東大では大正八年四月に新人会に対抗して右翼学生団体興国同志会が結成されていた。同会は、九月から機関誌『戦士日本』を立花定・天野辰夫の編集によって創刊していた。それはまた東大法学部教授上杉慎吉を「黒幕」とし、三井甲之・杉森孝次郎・竹内賀久治・深作安文・鹿子木貞信・中野正剛・太田耕造・田辺治通といった国家主義者を顧問としていた。「同会はその発足当初から吉野作造・森戸辰男らに代表される東大内の進歩グループに対立し、彼らを学内から追放する機会を狙っていたのである」<sup>(3)</sup>。

森戸事件は、冒頭に述べたように、東京帝大経済学部助教授森戸辰男執筆、同学部機関誌『経済学研究』創刊号に発表された「クロボトキンの社会思想の研究」が「學術の研究に非ず、純然たる無政府主義の宣伝」であり、この種

の「危険なる思想を掲載せる雑誌」を店頭に放置するは当局の怠慢として内務省に告発、同時に森戸助教授の海外留学を決定していた文部省・東大当局の態度を興国同志会が攻撃することからはじまった。<sup>(4)</sup>

大正八年十二月二七日、文部省専門学校局長の代理として窪田治輔書記官が山川健次郎東大総長を訪問、森戸論文が内務省において発売禁止処分になれようとしている、と通告し、それ以前に適宜な措置をとることを勧告した。<sup>(5)</sup> 山川総長は金井延経済学部長、山崎寛次郎・矢作栄蔵の両教授をまじえ、とりあえず、未発売の雑誌の回収、さらに配布済分もできるかぎり回収するよう斐閣（発行所）に要請した。これが初発の状況である。宮地公人の記述をかりると、次のように問題が進展する。「二月六日、松浦局長は山川総長を訪問、森戸問題が議会の問題になる虞があることを告げた。更に内務省は事件を重大視して、文部省に警告し、文部省も総長に訓令を発して、森戸の処置を迫り、司法省では森戸を起訴する動きがみえた。また、興国同志会は十日総長に面会、森戸に対する処置が緩慢だとして処分を迫り、更に大学の同志会員各科代表七名は文部省に南弘次官を訪問、翌十一日には大審院に検事総長平沼騏一郎をたずね、森戸の起訴を陳情していた。」<sup>(6)</sup>

ここにおいて、山川総長は南文部次官・松浦局長と協議した結果、総長発案の「一種の覚書」<sup>(7)</sup>を森戸助教授から総長宛に提出することで問題の発展をくい止めようとした。しかし、森戸はそれを固辞したために、総長臨席の異例の経済学部教授会によって、休職を議決した。私はこれまでが問題の第二段階と考える。

この間の事態を『原敬日記』の記述をつなげるといふ補助線をひいてみれば、東大当局がいかに問題の本質を見誤っていたか、つまり司法は確実に森戸を権力線上にとらえていたかが分明である。

「平沼検事総長、司法省刑事局長同伴来訪、大学にて発行する経済学研究と題する雑誌にて助教教授森戸某が無政府共產主義（クロボトキン主義）を明らかに宣伝する論文を揚げたるは朝憲紊乱に当る、雑誌は文部、内務相談にて、悉く回収せしむるも捨置き難しとて指揮を求むるに付、余は起訴する事不得已ならんと云ひたるに、平沼等は尚ほ司

法次官等にも相談すべく、又文部大臣にも余より相談せられたる上にて措置を取るも可なりと云ふに付、追て相談する事となせり、近來大學教授等非常識にも過激危険の論をなして声名をてらうの風あるは如何にも國家の爲めに好ましからざる事に付、嚴重の措置を取る事可なりと思ふ。(大正九年一月九日、傍点Ⅱ内山)

「検事総長平沼騏一郎來訪、一昨日内談せし大學教授森戸某朝憲紊亂として起訴する事に關し、文部側に相談せしに強て異議を云ふには非ざれども可成は穩便にしたしとの意見なり。併ながら彼悔悟の様子もなく(単にクロボトキンの無政府共產主義を紹介せし迄と正誤する事大學総長より談ぜしも彼承諾せずと)、起訴不得已事と思ふと云ふに付、明朝余閣議にて中橋文相と相談すべく、近來大學教授が売名の徒となりて途方もなき意見を發表するの弊風も生じ居れば旁以て捨置く事は出来ざるべしと云ひ置けり。(十二日、傍点Ⅱ内山)

「共產無政府主義なるクロボトキン主義を執筆したる森戸東京大學助教授起訴の件、閣僚に諮り不得已起訴の外なしと決定したるに因り、鈴木司法次官を招き起訴の内訓をなしたり。但『經濟学研究』と稱する雜誌に登載ありしに因り、同雜誌編輯人大内助教授も同時に起訴する事としたり。近來教授等如何にも無責任にて國家の根本を考へざるが如き行動多きに因り、國家の前途に甚だ憂慮すべしと思ふ。因て此際断然たる処置を取る事となせり。(十三日、傍点Ⅱ内山)

政府・司法当局の「不得已」起訴が「非常識」な「途方もなき」過激危険の論に発する「断然たる措置」である以上、それはどんなにしても、「朝憲紊亂」でなければならなかつた。森戸と大内は一月十四日検事局に召喚され、同日午後新聞紙法四十二条に該当とされて起訴される。同法は次のごとき規定である。「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百円以下ノ罰金ニ処ス」。(これは同法第九条「編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ準用ス」の第二項「掲載ノ事項ニ署名シタル者」を加えることで執筆者に法効果が及ぶことになる。)

第一審判決は三月三日新聞紙法九条二号四十一条前段（「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス」）に該当するものとして、禁錮二か月罰金二十円（森戸）、新聞紙法四十一条前段および四十四条該当として罰金二十円（大内）との判決が下った。控訴審は原審判決破棄の上、朝憲紊乱の四十二条該当とし、森戸は禁錮三か月・罰金七十円、大内は禁錮一か月・罰金二十円（執行猶予一年）に判決し、上告は棄却された。

この間、新聞・雑誌はまさに一斉にこの問題を「自由大正」のそれとして取上げている。たとえば『我等』は二月号で「大学に於ける研究の自由」、「大学教授の不見識」（いずれも無署名）、「森戸助教授筆禍事件の論理的解剖」（長谷川如是閑）、「森戸君の態度は『研究的』」（榎田民蔵）を、三月号は「思想自由号」として長谷川万次郎・大山郁夫・吉野作造・太田善男・木村久一・三宅雄二郎の論説を掲載し、『改造』二月号また「帝国大学と森戸教授」の巻頭言の下に、「帝国大学新旧思想衝突批判」を特集し、長谷川如是閑・神戸正雄・大庭呵公・村上正雄・山本実彦の論説、『太陽』三月号は、美濃部達吉・平沼淑郎・高田早苗・木村久一・大島正徳の論説を掲載した。<sup>(9)</sup>

ここでは、しかしながら、これらの雑誌論文をとりあげることはしない。というのは、黎明運動が民衆に直接語りかける運動として、知識人集団が「十字街頭」（厨川白村）において社会に相渉らんとする点に、私が力点をおいているからである。それは、かつて福沢諭吉が三田演説館で試みた話ことばによる啓蒙や、自由民権壮士あるいは政治家が行ってきた演説とは異なり、すでに大学に制度化され、大学令によって規定された大学教授が、みずから社会化することで、自由への時代精神を発現する意志の表示を、私が評価することで、時代としての大正をときほぐす一つの手がかりをえようとしているからにはかならない。

そのかぎり、一月二十日の文化学会の動きは、やはり見逃すことのできない運動である。文化学会という団体について、私は寡聞のために明らかにできない。<sup>(10)</sup>ただ満川亀太郎が黎明会の「他に一つの逸すべからざる文化団体」とし

て「時々神田青年会館に集会を有つた文化学会」と記し、「老社会の発起人島中雄三、岡悌治両君が関係されていたので、何（盛三）君と私が勧められるまま入会した」と述べ、会員として、島中雄三・下中弥三郎・石田友治・岡悌治・三浦鉄太郎・安部磯雄・鷲屋正五郎・木村久一・横関愛三・横田英夫・宮地嘉六・井篋節三・野村隈畔・北沢新次郎・杉森孝次郎・何盛三・満川亀太郎をあげている点だけは分っている。

この文化学会が発議した「十団体連合思想問題大会及森戸問題演説会」は二月七日午後六時、青年会館で開催された。聴衆二千五百人。東京朝日は「奮起せる学者弁論家が思想独立の雄叫」と惹句し、「真理探究者が辛辣悲痛の声、伝統を嗤ひ法の改革を説く」と見出ししている。二月八日朝刊その記事によると、高津正次（民人同盟）が「決議実現」（註（11）参照）を熱望、平山六之助（弁護士）は「言論の自由を現議会に要望するは百年河清の嘆がある。どうしても普通選の実行が第一だと強調して時節柄血を沸かせ、言論の自由も『学者の本分を尽した者が過重の刑罰を着る様な日本の法律は改革せねばならぬ』と叫び」、帆足理一郎（早大）は「十六世紀思想」と題して「伝統に囚はるゝ社会を嗤ひ、大進歩には冒険を伴ふ吾人労力の結晶が常に〇〇に変ぜねばならぬ運命を持つ如きは学者の堪へ難き不安である」と高唱し、浮田和民（早大）「思想言論の自由に就き」、生田長江（評論家）「火薬は火を呼ぶ」を講演した。最後に杉森孝次郎（早大）が立って「国家と思想問題」を論じ、午後十時に散会している。

この拳を受けた形で行われたのが黎明会第十回講演会（大正九年二月十日）「言論の自由に就て」であった。（聴衆二千人）「言論自由の発達」（福田徳三）、「研究と自由」（桑木敏翼）、「思想の自由」（木村久一）、「大学教授の研究の限界」（佐々木惣一）、「社会科学に於ける研究の自由」（大山郁夫）、「危険思想とは何ぞや」（五来欣造）、そして「危険思想の弁」（吉野作造）であった。以下、順を追ってその論跡をたどることにする。

福田は「今日の日本に於て就中今日の進歩した世界の、大勢に鑑みて、我日本の立場として言論の自由を尊重するということとは非常に大事なこと」であるのに、「まだ十分に言論自由の尊重といふことの意味が徹底して居らぬ」ので

あって、だからこそ森戸事件に対する政府の「取扱方、これに対する態度が、如何にも言論の自由を尊重せざるところの精神から出て来て居るやうであるということに憤慨するに至っては、会員大多数の者が殆ど全く同一の意見を持って居る」ことを明らかにすることではじめて居る。続けて、言論の自由は「久しく言い古るされた……一つの言葉」にはなっているが、「言葉として斯く耳馴れて居る言論の自由が、事実としてはまだ日本に於ては諒解せられざること甚しい」のであり、だからこそ「我が黎明会創立の趣意の最大眼目は、実にこの言論の自由を進めたいという一事にある」と確認した上で、「その言論の自由が著しく危険の状態に置かれたと我々が認める今日は、我が黎明会としては到底黙過することの出来ない時機」と言わねばならないと宣明する。

こうした前提をおいたとき、ならば「一体言論の自由といふものは文明先進諸国に於てどういふ具合に取扱ひ、而して国家のあらゆる制度に於てどういふ困難と闘って、今日まで発達して来たかといふことの概要」を語らなくてはならなくなる。福田はそこでまず、「プロバガンダ「宣伝」が一定の信仰あるいは政治上の主義にたいする帰依への努力であるのに反して、学問は真理の探究に直結しているのだから、「学問研究とプロバガンダといふことは両立しない」点を明確にする。もちろん、真理と確信すればそれを万人に会得させようとする努力は「学者の職分」ではある。だがそこに「服従」と「帰依」はありえない。

ここで言論自由の発達上留意すべきは、「悪意の圧迫」はもちろんだが、「善意の圧迫」だ、と指摘する。秩序・制度が定立した場合、それを維持すべき権力保有者が、「對抗する考を持つて居る人」にたいして「自ら知らず識らずの間に圧迫の態度をとる」のはその例である。しかし、近年の「言論の圧迫」は、主として国家ないし政権者の上からものと、民衆の下からのものになっている。福田は前者の例としてウィルヘルム二世のカント弾圧をあげ、D・ヒュームを後者の例としてあげている。したがって、「言論の自由を要求するのは、決して独り上に対してのみではなく、「下に対してもこれを要求しなければならぬ」と明言する。福田の「我が日本に於ては……言論圧迫者は独り上

の方にのみ存して居るやうであります、その圧迫の力を緩めない間に、或は恐る、下からの圧迫といふものが続々と現われて来て、言論に従事するものは上と下の両方の圧迫の為に板挟みになる時勢が来りはしないか」との危惧は正鵠を射ている。

言論自由の歴史を論じた福田は、言論統制の現状を世界先進諸国に求め、特にドイツの例をひいた上で日本の現状に及ぶ。そこでの論議の対象は、新聞紙法四十二条の「朝憲紊乱」である。「朝憲といふのは朝廷の憲法といふ意味であるか、或は国憲(出版法では「国憲」が使われている)内山)と同じ意味であるか、而して国憲といふのは国の憲法といふ意味であるか、憲法であるならば、憲法の個条に違背すれば紊乱といふことがあるから紊乱は分るとしても、紊乱せんとするといふことは何ういう事をいふのでありますか」と論じ詰めてゆく。だからこそ、「広く一般の無政府主義その無政府主義に関する事項を新聞紙に揚げて、それが直に朝憲を紊乱せんとする事項の掲載になる」はずはないのである。

福田は前提を明らかにすることで、その論理的延長たる学問研究の自由を主張するが、結論として「言論の制限は必ず法律的制限のみに限る」ことを強調する。すなわち、「言論の自由とは、一切の法律からの自由の意味ではなく、一切の行政、一切の政略、政策からの自由の意味であります。換言すれば制限の取扱は行政官の手から全然解放して、一に裁判官に任す可きものと存じます。国の判事のみが、法律によりて言論を制限す可きであって、行政官は其任に当る可きものではないと存じます。判事は純法律的にのみ裁判す可きで、行政上の手心や政治上の政略の為に左右せられるものであってはならぬので、其為す可きことは、明瞭に法律の面に規定されてあります。其範囲を嚴重にして一歩も外に踏出す可きではないのであります」としている。

桑木敬翼の発言は、「私は元来一個の学究であつて時事の問題を論ずる資格に乏しく、又それを欲しもない」ので、「全く学術方法論の講義のやうなことになる傾きがある」と自称した通りの内容である。桑木は、学術が「事実

及び法則の発見の学」と「原理及び理想の攻究の学」に分類されるとする。後者について、原理攻究は「種々の法則の根柢になるもので多くの場合には仮定として設立されて行くものであって、それが次第に証明されて確定した学説を構成して行く」のであって、「直接に事実に基いて出るべきものではない」のである。

まして「理想の研究」にいたっては、「或度までは矢張り事実と連結して行くが、元来が事実を基本とするのでなくして事実に対する人々の要求を基礎とするのであるから、単に自然界若くは社会の現象の根本原理を求めると云ふことよりも今、一層實際と離れて居るものである。」だからこそ、「是等の場合には参考となるべきものは古來種々の解釈が如何に現はれて居るか」であり、したがって「此解釈を述べたもの」である学説の歴史的研究が最重要になる。

「根本原理の研究には学説の歴史的發展と云ふことも重大なる意味を以て来なければならぬ」のである。さらには、「原理と理想との講究を主とする学問に於ては学説の研究が其研究法の重要な部分を占めて居るものである」とする提言がなされる。

学説史研究に際しては、それを「叙述する場合、若くは学説が比較的に非難の多いやうなものであった場合、或は非常に空想的のやうに考へられる場合」には、「著者の前提を仮定して著者と同じ立場に立つて著者よりは、更に論理的に其意見を叙述」することで、「真理は何事にも存するものであると云ふことを示」せば成功であり、あるいは「如何にしても其説は虚妄であると云ふことを何人にも感ずるやうになるとしたならば、それは論理に誤りがあるのでなくして前提に間違ひがある」ことを万人に理解させることができる。

「真理」はある時代の思想を標準として、その真偽を直ちに決めることはできないのだが、だからこそ「内在的批評」が必要になる。それは独断や「超越的批評」をこえた「学者の本質」としての研究を成立させる要件である。「如何なる学者の説明も無論完全無欠と云ふものは無いと共に何か或意味を有って居るものであるから、其言ひ表し方に多少一方に偏する所があるから其偏する所に同情を以て批評を加へなければ、学者の真意を了解することは到底出来な

い」としたのである。

木村久一の論議は「思想言論の絶対的自由の主張」である。木村は危険思想・有害言論の判定者はいない、とする。その主観的判定こそもっとも根拠薄弱であることは歴史に明らかなのである。むしろ、排除され迫害された新思想こそが「人文の進歩に大貢献をした」例が多いのである。「新思想が起らなければ人文の進歩が停ってしまふ。従って人類の向上が止んでしまふ。故に思想言論は、絶対に自由」にしなければならぬのである。

かかるがゆえに、「自分を万能と妄信する錯覚」におちいっており、「思想言論に対する自分の判断を絶対と信じ勝ち」な官憲は、「思想言論の判断に於て、却て不適任」なのである。したがって、「思想は思想を以て取締る」、つまり「思想の自然淘汰」に委ねるべし、と主張される。木村は思想庄迫の危険性を次のように敷衍する。「権力を以て思想を破ることが出来ると思ふのは、例の権力に馴れた者の妄信に外ならない。成程思想は権力を以て庄迫することは出来る。併し庄迫は破つたのではない。一時だけの事である。思想は庄迫すれば行為に変ずる。而も危険行為に変ずる。それこそ危険である。世に危険思想なるものはない。只だ危険行為があるのみである」と。

さらに、官憲による思想の取締りによって、国民の思想の単調化が生ずる。この単調化もまた危険性を帯びる。「思想は変化の少ない国民、謂はゆる思想の統一した国民は、思い返し出来ない一徹者のやうに、国民として非常な間違をする、挙国相率いて、闖国的過誤を犯す恐れがある」との達識を示している。その延長線上に、「国民の思想は、温室培養的に隔離するよりも、色々な思想の風に当つた方が却て健全になる」が発現するのである。

五来欣造の危険思想論は、思想における国家と社会の識別に発端し、それが戦後世界の改造における現実を構成するとして、次のように言う。「此の度の世界改造に於きましては、御承知の通り是は独逸の征服主義、国家主義と、連合国に於ける所の共同生存の精神との争である。即ち此戦争は其の連合国の中の代表的なる仏蘭西の社会と云ふ思想が、独逸の国家と云ふ思想と争つたものと私は観るのであります。さうして国家と云ふ思想が社会と云ふ思想に負

けた。即ち此の戦後に於ける所の改造の原理はどこにあるかと云ふならば、所謂国家と云ふ思想が衰へて之に代るべき社会と云ふ思想が勃興した。言葉を更らに適切に云ふならば、社会と云ふ思想が国家と云ふ思想の中に突入して、社会思想が国家思想を占領する、斯う云ふことが此の世界改造の原理でないかと私共は思ふ。」すなわち、「権力を以て社会を統御する国家と云ふ思想が衰へて来た」とみるのである。

国家が社会に変貌する以上、「秩序」観もまた変化する。国家秩序は権力によつて維持されるが、社会秩序は「権力を用いないで社会を構成する各分子が自発的に、或は意識的に、合意的に共同して調和を保つ」ことによつて維持される。この世界の大勢からすれば、権力的な思想統一は排除されねばならなくなる。調和・共同が前提となる以上、思想の差異はむしろ必然である。その差は極端でありうる。「苟も理想と云ふ以上は極端である。極端であるから理想である」というテーゼが提起され、「社会の進歩は理想あるが故、極端なる思想あるが故なり」と結着する。だからこそ、「危険思想々々々々と云ふ、其の危険思想は何処にある乎。彼等軍閥官僚の頑固なる思想を持って居て、学者の思想を圧迫すること却て危険なる思想と言わざるを得ない」との結論に達するのである。

佐々木惣一の講演は、彼が第一回公判の特別弁護人として出廷し、とくにこの講演のために滞京して行われたことがあったために、傍聴禁止の法廷での弁論に接しうること多大の関心をひいたことは疑いをいれぬところである。それもあって、佐々木は「法廷内での弁論に就て、かかる公開の席で談論することは、勿論、治安警察法に依つて禁ぜられているから」それには触れない、と釘をさしている。

佐々木の立場は、大学に職を奉ずる者が、「自己の学問研究の態度に就て、如何なる覚悟を持つべきかと云ふ、我々に取つては非常に重大なる問題に関して」この事件が「恰も一つの実例を与へた」とするところにある。森戸論文は無政府主義を扱ったものだが、「其の無政府主義と云ふのは、人類の共同生活の理想的状态は、権力なき社会生活に在るとし、人類の道徳的觀念が発達するに随つて、右の理想状態に漸次進むものである」としている。したがって、こ

の事件は、「我々が現在国家の国民として、学説に於て、かくの如き究極の理想を主張することが如何に取扱はるべきか」という問題を生みだしたのである。言いかえれば、「学問研究の限界」の問題なのだ、それが新聞紙法の朝憲紊乱によって起訴された点が問題の焦点なのだ、と定礎している。

佐々木はここで、法理上の論議を回避し、行政上の処置の当否を論材とする。まず、機関誌の発売を禁止しようとしたことをとりあげ、その事實は、新聞紙法の朝憲紊乱罪とは無関係である、と強調する。つまり、それは単なる「取締」の問題であつて、司法上の処置ではないのである。「取締」は「新聞紙記載ノ事項ガ安寧秩序ヲ紊スモノ」と内務大臣が認めれば実施しうる「発売禁止」なのである。その場合の客観的判断材料は「其の記事を受取る所の社会の状態」である。ただその場合、一般の新聞雑誌に掲載された記事を受取る社会は広いが、「学問の研究と云ふことの興味を有する方面の社会」がそれと同様と言えるだろうか。ここに「行政上の裁量の根本的の原則」がありうる。それは一つに内務大臣の裁量の問題であり、内務大臣に違法性はない、と言ふべきである。

行政的処理の第二の問題は、「大学教授が無政府主義の学説を立つると云ふ事が、大学教授の職務に違反するもの」かどうかである。それを律するのは大学令である。前述したごとく、新大学令には「国家思想の涵養に留意すべきこと」が追加されている。「是が、今回の森戸君の事件に就て、国家思想の涵養に留意すべき大学教授が、無政府主義の学説を唱ふるのとは不都合であると云ふ、一応尤もらしい見解を主張する者を生ぜしむる余地を与へた」のである。

では、「国家思想の涵養に留意すべきもの」とは何か。その場合、「大学令を如何に解釈するにしても、大学から学問の研究と云ふ任務を引離して仕舞はなければならないやうな解釈は許されぬ」ということが第一の要件でなければならぬ。だいたい現在の大学で国家思想の涵養という職務を尽している者なぞほとんどない。理学・工学・医学などはそんなことをはじめから考えていない。法学・経済学・文学でも大部分はそのはずである。したがって、それは消極的なものであつて、「国家思想を妨害しないと云ふ程の意味」で理解されるべきであらう。

しからば「国家思想」とは何か。「国家と云ふものを理論的に、善いか悪いかを考察して、其考察した或結果を国家思想とか何とか云ふのではなく、唯、国家の具体的命令に服従することを国家思想と云ふやうに考える」にすぎないのではないか。したがって、国家の命令の内容が「適當であるかどうかと云ふことは」国家思想に関係がないはずである。「唯、併し、其の命令の内容を不適當であると思ふならば、我々は、其の内容に価値を与へて、適當のものとするやうに努力しなければならぬのであります。此処に、愛国心があります、あります。国家の命令を不適當であると知りつつ、それに就て何等の改良の努力もしないと云ふのは、眞の愛国心ではない、眞の愛国心とは従ふことは従ひつゝも、尚且つ、其内容を改良する、詰り、悪い制度を改廃して行くことと云ふことである。さう云ふ風に考へますと、一方に於て国家の命令に従ひ、他方に於て国家の批判をすると云ふことは、少しも妨げない、国家を批判すると云ふことは国家の具体的命令に服従すると云ふことには少しも抵触しないのであります。従て、場合に依て、一般に国家と云ふ制度を理想の上に於て否認致すことがありますも、それが為めに、国家の具体的命令に服従するの精神を妨害するものと云ふことは出来ません。即ち、無政府主義の学説を唱へることは、大学令に所謂国家思想の涵養に留意するの職務に違反するものとはならない」と説いたのである。

大山郁夫の論議は、「現代生活に於ける一切の文化価値の社会化を実現せよといふことは、近代民主的精神の要求の一つである」ではじまる。だが戦後の改造運動はそれにとどまらない。つまり、「新しき文化価値の創造といふことをも、そのプログラムに入れて居る。——否、入れて居なければならぬものである。少くとも、改造運動に文化的意義を認めて居るものゝ眼から見ればそれは必然的に、新しき文化価値の創造といふことに、その最大の使命を発生しているものである。さうしてまた、この新しき文化価値は、必然的に我等が日頃から唱導して来た『民衆文化』の内容を構成するものでなければならぬ。そこに、改造運動の眞の生命がある筈である。」

文化価値の社会化とは、文化価値を一般民衆の共有物にするという点で、「現在」を「明日」に、つまり「新しい

文化価値の創造」に連結するものである。したがってそのことからは、「学術の社会化」も含まれるのであり、さらにそれは、学術的研究成果の社会化と、学術研究の機会の社会化を含んでいる、とされる。前者は「研究の自由」と「研究発表の自由」にたいする要求をその内実とする。今日のごとき民主化した「学問の共和国」にあつてすら、学問は特権階級に任せ、あるいは学者は研究の自由・研究発表の自由によって自己の学問研究が批判対象となり、その特権的地位喪失に脅える憾みがある。

だが、最近ようやく「久しく超世間的立場を固守して居た我国の大学」にあつても、「少壮学者中の或るものが……講壇から世間へも顔を出し、研究室で冷静に研究した成果を、公衆に向けて分ち与へる様になつて来た」のは、学術の社会化に適合するものとして歓迎すべき傾向であり、「大学と社会との関係が非常に密接になつて来た」ことはよくこぶべきである。

この傾向を遮断したのが森戸事件であり、「大学に於ける研究及び研究の発表の自由が、少くとも社会科学の方向に於ては、極めて狭い限界にしかないものであることを証明」するものであつた。さらに、この事件は、「学術の進歩の絶対的必要条件ともいふべく、また大学の生命ともいふべき研究の自由及び研究発表の自由を尊重し擁護する精神が、帝国大学の教授間に於て、甚だ稀薄にしか存在して居ないことを証明した。」

政府の抑圧政策は、しかしながら、自然科学には及ばない。その点で、「社会科学の研究者たるものは、国家に依つて不当に非常に不利益な地位に陥られて居るものである」。「現在の権力階級は、決して斯様な自由研究及び自由批評に対する抑圧政策の伝統を忘れて居るものでない」のである。しかしながら、社会科学の研究者が、現在の国家社会の組織を批判しなければならぬ場合に、「一度々々危険を感じてその意見の発表を躊躇」したとしたら、「学術それ自身の立場から見ても、到底堪へられない損失」であるばかりではない。むしろ、国家の立場から考へても、国家組織の批評は、たとえ否定的の批評にしろ、さうしたものと出することは、国家組織の上に現はれる各種の弊害を除き去

つて、国家自体の生活を安固にすることを謀るために、極めて歓迎すべきこと」であるにちがいない。

したがって、「政府の当路者」は、「学者的良心のあるものがいつも危険な地位に立ち、その持合はせがないものがいつも安全に立つ」ということのないようにすべきが、「政治道徳」の命ずるところであらう。

最後に立ったのが吉野作造である。彼は、「多くの点に於て」自分は森戸と同意見だ、と明言する。「若し森戸君が無政府主義者であると云ふならば、私も敢て無政府主義であると云ふ」と断言する。森戸の思想が朝憲紊乱というのは、おそらくは四つの原因がある。(一)識見の偏狭、(二)アナーキズムに就いての無知蒙昧、(三)理想を無視して打算に走る事、(四)階級的利己主義、がそれである。

まず吉野はアナーキズムを三段階に発達したものと理解すべきであるとして、冥想的無政府主義(ユートピアン・アナーキズム)、科学的無政府主義(サイエンティフィック・アナーキズム)、人道主義的無政府主義(ヒューマニタリアン・アナーキズム)と名称する。第一のそれは「時代の怨嗟」を本質とし、「理論上に根柢があるのではなくして、現実の非常な苦痛を与へられたものに対する反抗として何処までも行く」感情の運動だから危険であるが、第二階段のそれは、「今の制度はいけない、或は今の国家組織はいけない」とはするけれども、「それには相当なる理由がなければ……満足しない」レベルに対応するものである。だからこそ、「どう云ふ訳で現在の政府なり或は国家組織と云ふものがいけないかと種々研究した結果、此処に学問上からしてアナーキズムと云ふものを説くに至つた」と指摘する。

この発展過程は社会主義のそののアナロジとして提出されており、科学的社会主義の創始者をマルクスとした場合、科学的無政府主義のそれこそクロポトキンである、と説く。ただ「根柢が誤って居るから結論は誤って居る」ところはある。だが、「兎も角もクロポトキンは、人間の性質を生物学的に研究をして、其の結果に依つてアナーキズムを主張する」のだから、「其の根柢は感情論ではありませんから大に危険性を脱」しているのである。

さらに、物欲に支配される人間に「人間としての本来の面目」を發揮させるために「理想」の追求による「人格価値の開展」、つまり「人格の自由」が次に想定されるべきである。動物的の方面を抑えて、さうして理想に生くる方向をドン／＼自由に開展せしむると云ふことであれば、総ての人は皆無限に發達すると云ふことを吾々は信ずる。即ち人類を信ずる」ことが、その場合の前提になる。

この動物的本能を抑制するには権力を必要とする場合もあろう。しかし、その権力は「権力の為めの権力」でなく、自由の為めの権力であらねばならぬ」と同時に、「共同生活の統括の原理として唯権力あるのみ」とするのは誤てる思想でなければならぬ。つまり、人道主義的無政府主義は、「現実の生活に於て国家を否認するのでもなく、政府を否認するのでもない、が唯国家或いは強制組織と云ふものを以て、吾々の社会生活の唯一の統括原理である」とするのを「謬見」とし、「今日在る所の権力と云ふのは、即ち人間の自由の為めであり、人間は人間として極度まで發達せしむる為め」のものとして立て直し、「理想の極限の社会は何かと云ふと権力の要らない社会」にむかって、人間は發達するのだ、と強調している。このように考えず、「権力を権力の為めに運用」し、「人類を信じない……同胞を信じない」「識見の偏狭」にもとづくがゆえに、アナキズム即危険思想観が生ずるのである。

第二の無智蒙昧については、森戸辰男の別の論文で、すでに「社会の思想を権力の支配」から「徳の支配」への転換を説いて、すでに人道主義的無政府主義の段階を論じていることを無視している点を衝いている。第三の「打算」は結局はエゴイズムに帰着するのであって、それは排他と自己保全に終始してしまうことの危険の指摘である。これが第四の階級的利己主義の独善に通ずる。「自分の立場を人格で維持しやう、道義的精神で維持しやう」とする限り、「善い所での提携」が「国民と国民」、「民族と民族」間の関係にも發揮できないはずはない。人間・人類の進歩を想定する限り、思想固定は排されねばならない。かくして吉野は、「吾々の頭脳は固まらない、けれども固まり過ぎた者ほど始末におへなくない」と言って締めくくるのである。

- (1) 大内兵衛『経済学五十年』(東京大学出版会、昭和三五年)、九四ページ。もつとも森戸辰男は、「大内君の指摘する『善徳事件』には全く異論がないが、『三・一五事件』よりはむしろ『滝川事件』を挙げるほうが、問題の性質や事実の展開からみて妥当ではないか」(『思想の遍歴』上、春秋社、昭和四七年、七六ページ)と言う。「問題の性質や事実の展開」を考えると、私はいささか思想文脈を異質とするも、「言論の自由」の点では、明治三八年の「戸水事件」が先例として思いだされる。
- (2) 宮地公人「森戸辰男事件」・『日本政治裁判史録・大正』(第一法規、昭和四四年)、二二九—三〇〇ページ。
- (3) 宮地、同右、二三〇ページ。
- (4) 森戸辰男、前出、七七ページ。
- (5) 森戸、同右、七七ページ、宮地、前出、二三三ページ。
- (6) 宮地、同右、二三四ページ。
- (7) その本文は以下である。「拜啓陳は雑誌『経済学研究』第一号に掲載せる『クロポトキンの社会思想の研究』と題する拙生論文は、単にクロポトキンの説を紹介するに止めし積りの処、書方悪しく候に哉、往々拙生を以て無政府共産主義を主張するものと誤解せらるゝ向も有之候やに承り遺憾に存候。拙者は右無政府共産主義を正道と認めて之を主張するものに無之候間、此段申上置候。」(男爵山川先生伝、昭和十四年、三三五—三三六ページ)。
- (8) 『原敬日記』一月十六日に、「山県より教育に関する意見書送越し閣僚にも其写を配布してくれよと云ふに付其通に取計たり。先般会見の時学者亡国など云ひたるが大体其趣旨を記載したるものなり」とあるが、それはおそらく大正八年十二月八日の会見であったと思われる。そこでの山県は思想問題にふれて「学者亡国」論を語ったのではないか。原は「民間思想に付ては斯々の胸算ありとの大略を内話し、之が為に政府は腹を据へ居る次第を告げ而して尚ほ不安あれば此上にも相当の処置を取るべし」と云ひ置けり(『傍点』内山)と答えている。なお、このときの山県意見書はこのようなものである。
- 「輓近ノコト果シテ如何、片々タル筆舌者流ハ暫ク措テ之ヲ問ハサルモ、自ラ一世ノ泰斗ヲ以テ任スル学者ニシテ、猶ホ且ツ時流ニ投シテ新奇ヲ術ヒ、民衆政治ヲ説ク者、労働万能ヲ賛スルモノ、社会主義ヲ紹介スル者、無政府主義ヲ紹述スル者ノ皆奇矯ノ説ヲ大ニシテ、其名ヲ衆愚ニ求ムルニ非ルハナシ。……苟モ国家ノ高等官吏ノ優遇ヲ受ケ、最高ノ学府ニ教授スル身ヲ以テ新ヲ好ミ奇ヲ驚セテ、衆愚ノ間ニ名ヲ求メ自ラ得タリト為シ、国家ノ利害ヲ顧慮セス、建國ノ大精神ト相反スルノ言動ヲ敢テスル者アルニ至リテハ真ニ驚クヘシ。」(牧野良三「中橋徳五郎伝」上、昭十九年、三五六—八ページ)。
- (9) 『中央公論』も参加したと伝えられている。実見できなかったが、「やや遅れて『中央公論』は『思想問題に対する司法官憲の態度』を文化学会員も大動員して取扱った」(向坂逸郎編著『嵐のなかの百年』昭和二七年、一六六ページ)とある。

(10) 前出、宮地論文では「早大文化学会」と明記しているが、早稲田大学大学史編集所佐藤能丸氏のご教示によると、「文化同盟」との混同ではないか、とのことである。それは、大正十一年十一月七日に、東大・早大・明大・日大など諸大学諸高校の学生組織連合の時代的要請によって発足した学生連合会の呼びかけに応じて結成された早大の学内団体であり、大山郁夫を会長とし、顧問に佐野学・北沢新次郎・猪俣津南雄を擁している。しかし、そこでの主要活動たる講演会はほとんど実行されず、「ほぼ同じ頃に結成された学生組織軍事研究団の活動阻止に全力を挙げる」ことに決し、「軍事研究団事件」によって解散に追いこまれるのである。『早稲田大学百年史』第三卷（昭和六二年）、三一〇―一二ページ参照。

(11) 満川亀太郎『三国干渉以後』復刻版、伝統と現代社、昭和五二年、一八九ページ。文化学会は、一月二十日に左記の決議をしている。

一、森戸・大内両氏に対する公判開廷の際は、文化学会を代表して北沢新次郎・木村久一・安部磯雄・大山郁夫の中より特別弁護人を出すこと

一、黎明会・社会政策学会其他各種の思想団体に交渉し、二月初旬思想団体連合大会を開催の事

一、前述大会開催前に問題の当局者即ち山川総長・金井学部長・内務文部両省当局に責任ある答弁を求むる事

一、帝大内部の改革運動を起すこと。山川総長・上杉博士等に辞職勧告をなすと同時に学問の独立を妨ぐべき官僚分子を駆逐する事。宮地、前出、二四二ページより再引。

(12) ここで登場する杉森孝次郎が興国同志会の顧問でもあったことはいささか腑に落ちない。しかし、杉森がプラグマティズムを経験している点と、後年共栄圏思想に没入し、戦後世界政府論者に転回する点とを考えあわせると、この分裂はある意味ではおかしくないのかも知れない。それは、黎明会の五来欣造がファシズムに加担するのと軌を一にもしている。この二人の思想と行動は、機会をあらためて分析してみたい。

### おわりに

この森戸事件にたいして、黎明会が「言論の自由に就て」という統一主題によって対応する意味で講演会を開催したことを意味づけて福田徳三は以下のように述べている。

「従来黎明会に於きましては殆ど毎月のやうに講演会を開いて、會員が各々自己の立場から研究し思索した所を諸君に訴へて居つたのであります。尤も往々にして仮へば朝鮮問題に關し又は治安警察法第十七條に關しては同一の題目に就て會員が一様に所懐を披瀝したこともありました。段々會中に於ける方々の考によりまして従來の如くに各人が思ひ／＼の事柄に就てお話を申し上げるといふことは、今日の如くに一般社會の思想が非常に進歩した時代に於ては、或は不適當ではないかといふやうな説もございまして、向後は成るべくは一定の題目に就き、而して會員がそれ／＼異つた立場から、或は右より或は左より、或は前より或は後より、それ／＼研究思索したところを申述べるやうにした方が、黎明会の使命を尽す上に於て、より有効ではないかといふやうなお考もございませぬ。必しもそればかりに限るといふつもりではございませぬが、成るべくは左様したいといふ希望を多數の者は持つて居ります。」

ここで福田は、当初の一般的な民衆啓蒙から、社会・政治問題への対応への轉換が黎明会の存在理由になっている《現実》を強調しているのである。しかしながら、黎明運動はこの大正九年二月十日の講演会によって終焉するのである。その講演集は第二巻第四輯として四月一日に発行され、「雜記」にも、終焉を予感させる記述はまったくない。その終焉の事情は私には今のところまったく不明である。石田雄は、「黎明会は大正リベラリスト、大正デモクラットのデモクラシー擁護のための自発的啓蒙団体として発足し、講演により、またその内容を出版することを通じて大きな影響力を持ったが、一年余りの活動の後に消滅した。それは社会政策学会が社会主義をめぐる対立で活動を停止するよりも早かった。しかし恐らくこの二つの団体の消滅の背後には、同じような知的状況の変化、すなわち階級の意識化と社会主義をめぐる知的世界の内部変化が、程度の差こそ影響していたものと思われる」と評価し、「消滅」の背後を指摘しているが、やはりそこでとどまっている。

本文で指摘したところだが、森戸事件は原敬を中心とする国家意志が民衆側の自由意志を押え込むシナリオとして確認されるはずである。つまり、「自由大正」は決して《世界大勢》のアジアにおける世界三大帝国日本の基軸をなしたものではなかったのだ。たしかに、普選運動は大正十四年に結実するのだが、それは常に普選万能論の陰影を

色濃くもちすぎたいたし、また治安維持法とセットとなって国体論強化策も織りこまれていた。<sup>(4)</sup>

だからといって、知識人が民衆に直接語りかけた黎明運動を無意味とみかねずけるわけにはゆかない。知識人も民衆も共に吸った自由への息吹きが、通底音として、後になって帝国日本に吸いとられた社会にもかよっていたのかも知れないからである。丸山真男が逆説的テーゼとして提出した「ナショナリズムの合理化」と比例してデモクラシーの非合理化が行われねばならぬ<sup>(5)</sup>の発端部分がそこにありえたかも知れないのである。少なくとも、森戸事件をめぐる黎明運動は、《権力》のあり方にたいする「批判」の位相を懸命に伝えたと思う。

「黎明会の名は、独逸語のデンメルングに相当する言葉で民衆の將にめざめやうとする黎明期の運動を意味しているのであった。そして此黎明会は、先駆<sup>(4)</sup>した所謂社会主義運動を別にすれば、日本に於ける社会運動的色彩を帯びた一般的な而して有力な団体の先駆者であった。此団体は大正八年度に於ては旭日の勢ひを以て発展し非常な活動を続けた。そして日本の社会運動の夜が明けて、太陽が大空に其真昼の白光を發つに及んで次第に其光りを失ひ其姿を没したのである。けれ共啓蒙的な功績に至つては社会運動史上に第一の地位を占むべきであらう<sup>(6)</sup>」との麻生久の指摘と評価は正鵠を射ているものと、私は考える。そして、森戸事件が「其光りを失ひ其姿を没」する画期になったことは、単なる偶然であらうか。

(一九八九年十月三十一日)

- (1) この「事情」解明は私に「自由大正」をとくキイとして、今後に残されている。ご教示をいただきたいところである。
- (2) 石田雄『日本の社会科学』（東京大学出版会、昭和五九年）、八七―八ページ。（傍点Ⅱ内山）
- (3) ここで「黎明会消滅」のヒントを一つだけ書きとめておきたい。それは「麻生久伝」（非売品、昭和三年）での雑誌『解放』発刊をめぐる状況である。『黎明講演集』は大鑑閣という出版社から発行されたのだが、その支配人面家莊吉は、「最初黎明会に非常に積極的な希望をいだいていた。彼はそこから当然月刊の雑誌が出されねばならぬと思った。そこで彼は、初めて学会館に出てきて、皆に紹介されると、非常な勢で、恰かも黎明会は自分が創立したかの様な態度で、月刊雑誌を出すこと

を力説した。そして黎明会は月刊雑誌を出す意図のないことを知ると、非常に軽蔑した態度で黎明会の軟弱な態度を罵倒した。麻生と面家はそれを機縁として、「黎明会の講演集は講演集として出版しておいて、新たに黎明会を離れて、しかもそれを陰然たる背景として一つの月刊雑誌を創り出す計画を立てた」のだった。「解放」創刊号は大正九年六月である。その時期は「中央公論は黎明期の知識階級に大きな影響を与えたが、急進化してきた当時のインテリ層に次第に魅力を失いつつあった改造もまだ社会主義者にその誌面を解放する積極性はなく、時代は新鮮にして発洩とした急進的な雑誌を要望していた」それであった。主筆は麻生に一任されたので、東京帝大新人会の赤松克麿が当てられた。つまり、赤松がその年に卒業する以前であったとの記述がみえるから、最終の講演会が行われた時期にはすでに動きだしていたと考えてもよい。会員大庭阿公はそれに参画していたし、福田徳三も「社会主義者の人々を表面に立たせたいという希望」をもっていたので、彼の仲介で社会主義者が「解放」に結衆するにいたった。黎明会員であった大山郁夫・木村久一・大庭阿公なども参加したとある。この事態を重合すると、黎明会消滅の事情が少しは透視できるのではないだろうか。

(4) 普選運動にまつわるすべてについては、松尾尊允教授の最近著『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、一九八九年)が明らかにしている。

(5) 丸山真男『増補版現代政治の思想と構造』(未來社、昭和三九年)、一六八ページ。

(6) 麻生久『黎明』(新光社、大正十三年)、二二六ページ。

追記 (一)本稿は私が代表する昭和六三年度から福沢基金の補助をえて行われている福沢研究センターの三年研究プロジェクト「慶應義塾における知的伝統に関する研究」の一部である。

(二)黎明会研究については、塾法学部中村勝範教授の着実で果積的な研究がある。本稿は、法学研究編集委員会のたつての執筆依頼で一か月ほどの期間で書きあげねばならなかったために、中村教授の論考を参照できなかった非礼をここに謝さねばならない。(三)本稿作成に関して、法政大学教授飯田泰三氏および早稲田大学史編集所佐藤能丸氏から教示をえた。心からの謝意を表したい。